

登録申請の手続き（新規登録）

1

● 新規に登録される方（昨年度末までに有効期限が切れた方を含む）

①演習課題（判定票）及び登録要綱に記載の様式・添付書類・登録用顔写真を
まちづくり課までご提出ください。（2/27〆切）

※電子データでも可。写真はカメラ等で撮影したデータをそのままご提出ください。

②登録手続きが完了次第、登録証を送付いたします。
大切に保管してください。

区分	登録申請に必要な書類	
	【国又は地方公共団体等の職員】 (職員であった者を含む) (登録要綱の第2条第1項第2号 又は3号に該当する者)	【左記以外】 (登録要綱の第2条第1項第1号 又は第4号に該当する者)
・新規に登録される方 (登録証の有効期限が 既に切れており、現在資 格を有していない方を含 む)	<ul style="list-style-type: none">・被災宅地危険度判定士登録申請書 (様式第1号)・実務経験証明書(様式第3号)・登録用顔写真 (カメラ、スマートフォン等で撮影 したデータ)・演習課題	<ul style="list-style-type: none">・被災宅地危険度判定士登録申請書 (様式第1号)・資格要件申告書(様式第2号)・資格要件申告書で添付することと されている書面(様式第2号裏面参照)・登録用顔写真・演習課題

登録申請に必要な書類(新規登録)

【様式第1号】

様式第1号

被災宅地危険度判定士登録申請書

申請日 令和 年 月 日

鳥取県知事 様

わたくしは、鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項に該当し被災宅地危険度判定士養成講習会を修了したので、第3条第1項の規定により、被災宅地危険度判定士の登録を申請します。

ふりがな 申請者氏名	生年月日	S 年 月 日 H
申請者 居住地住所	〒 電話 ()		
申請者 勤務先	住所	〒 電話 ()	
	名称 部署		

申請者は、次のうち、該当するいずれか一つの欄に○を付け、それぞれの番号にある書類を添付すること。

資格要件該当別	①鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第1号該当 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条又は都市計画法施行規則第19条第1号イからチに規定する設計者の資格を有する。	
	②鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第2号該当 国又は地方公共団体等の職員(職員であった者を含む)で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する。	
	③鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第3号該当 国又は地方公共団体等の職員(職員であった者を含む)で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事の認定を受けている。	
	④鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第4号該当 二級建築士として4年以上の実務経験を有する及び土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する又は二級施工管理の資格を有し5年以上の実務経験を有する。	

- ① 資格要件申告書(様式第2号)
資格要件申告書で添付することとされている書面
- ② 実務経験証明書(様式第3号)
- ③ 都道府県知事の認定書(原本を添付すること)
実務経験証明書(様式第3号)
- ④ 資格要件申告書(様式第2号)
資格要件申告書で添付することとされている書面

登録番号	有効期限

各項目を記入

- 行政職員
⇒② or ③
- 行政職員以外
⇒様式第2号裏面の
ア～クに該当⇒①
ケ～コに該当⇒④

記入不要

登録申請に必要な書類(新規登録)

【様式第2号】(行政職員以外)

様式第2号

被災宅地危険度判定士資格要件申告書

申請者住所

申請者氏名

わたくしは、鳥取県被災宅地危険度判定上登録要綱第2条第1項第1号又は第4号に定める、資格要件に下記のとおり該当することを必要書類を添えて申告します。

各項目を記入

令和 年 月 日

鳥取県知事

様

申告者氏名(自署)

記 ア～コのいずれかを記入



裏面から該当する要件の記号を記入する。

【様式第2号裏面】

様式第2号の裏

該当する資格要件

該当するものいづれか1つの記号を表面□に記入し、指定された証明書を添付する。

ア 大学院等在学経験者	宅造法告示、都計法告示38号、都計規則第19条第1号イ該当 大学(短大を除く)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類 在学の期間を証明する書類(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式第3号)
イ 大学卒業者	宅造令第22条第1号、都計規則第19条第1号イ該当 大学(短大を除く)又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者 必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式第3号)
ウ 3年課程の短期大学卒業者	宅造令第22条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当 短大で正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者 必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式第3号)
エ 短期大学、高等専門学校卒業者	宅造令第22条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当 前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者 必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式第3号)
オ 高等学校卒業者	宅造令第22条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当 高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者 必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式第3号)
カ 認定講習会修了者	宅造告示第4号、都計告示38第2号、都計規則第19条第1号ト該当 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務経験を含む十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で認定講習をした者 必要な添付書類 認定講習会修了証の写し 実務経験証明書(様式第3号)
指定の国家資格を有する者	
キ 技術士	宅造告示第2号、都計規則第19条第1号ホ(都計告示39)該当 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門をするに合格し、合格の後宅地開発に関する技術に關して二年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類 技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書 実務経験証明書(様式第3号) 技術部門を建設部門とする場合は不要)
ク 一級建築士	宅造告示第3号、都計規則第19条第1号ヘ該当 一般建築士の資格を有する者 必要な添付書類 一般建築士登録証の写し
ケ 二級建築士	建築士法による二級建築士として四年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類 二級建築士登録証の写し 実務経験証明書(様式第3号)
コ 一級・二級施工管理技士	建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者又は二級施工管理の資格を有し五年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類 一級又は二級技術検定合格証明書の写し 実務経験証明書(様式第3号) 一級施工管理の資格を有する場合は不要)

(注)この面で「宅造令」とあるのは、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」を、「宅造告示」とあるのは、「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則」を、「都計告示38」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第38号」を、「都計告示39」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第39号」を表す。

登録申請に必要な書類(新規登録)

【様式第3号】(行政職員及び様式第2号裏面で必要とされた方)

様式第3号

鳥取県被災宅地危険度判定士実務経験証明書

土木、建築又は宅地開発に関する技術
下記の者は、
土木、建築又は宅地開発に関する業務に関し、下記のとおり実務の経験を有することを証明します。

鳥取県知事 様 記

該当でない方に二重線

証明者 令和___年___月___日
職名
氏名(自署)

以上

**証明者の著名(自筆)
(例)○○部××課所属
→課長又は部長**

被証明者氏名	登録者氏名	生年月日	年 月 日	証明期間	年 月 から 年 月 まで
職場及び職名	主な経験の内容				年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
合 計					年 か月

**証明者の管理する部署
に所属していた期間**

登録申請の手続き(更新登録)

● 登録を更新される方 (演習課題の提出は不要)

①講習会資料をご確認のうえ、登録要綱に記載の様式・添付書類・登録用顔写真を
まちづくり課にご提出ください。(2/27〆切)

※電子データでも可。写真はカメラ等で撮影したデータをそのままご提出ください。

※現在所持している登録証も併せてご返却ください。

②登録手続きが完了次第、登録証を送付いたします。

大切に保管してください。

・登録を更新される方

・被災宅地危険度判定士登録延長申請書（様式第6号）

・現在所持している登録証

・登録用顔写真（カメラ、スマートフォン等で撮影したデータ）

● 紛失等により登録証を再交付される方 (演習課題の提出は不要)

※登録手続きは上記(更新登録)と同様

・登録証の紛失等により登録
証の再交付が必要な方

・被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書（様式第7号）

・登録用顔写真（カメラ、スマートフォン等で撮影したデータ）

登録申請に必要な書類(更新登録)

【様式第6号】 様式第6号

被災宅地危険度判定士登録延長申請書

申請日 令和 年 月 日

鳥取県知事 様

わたくしは、鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱第6条第2項の規定により、次のとおり被災宅地危険度判定士の登録の延長を申請します。

ふりがな 申請者氏名	生年月日	S 年 月 日 H
居住地住所	〒 電 話 ()		
勤務先 住所 名称 部署	〒	電 話 ()	
現在有効な 認定登録	登録番号		
	有効期限	令和 年 月 日	

各項目を記入

登録番号	有効期限

記入不要

登録申請に必要な書類(まとめ)

区分	登録申請に必要な書類	
	【国又は地方公共団体等の職員】 (職員であった者を含む) (登録要綱の第2条第1項第2号 又は3号に該当する者)	【左記以外】 (登録要綱の第2条第1項第1号 又は第4号に該当する者)
・新規に登録される方 (登録証の有効期限が既に切れており、現在資格を有していない方を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災宅地危険度判定士登録申請書(様式第1号) ・実務経験証明書(様式第3号) ・登録用顔写真(カメラ、スマートフォン等で撮影したデータ) ・演習課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災宅地危険度判定士登録申請書(様式第1号) ・資格要件申告書(様式第2号) ・資格要件申告書で添付が必要とされている書面(様式第2号裏面参照) ・登録用顔写真 ・演習課題
・登録を更新される方	<ul style="list-style-type: none"> ・被災宅地危険度判定士登録延長申請書(様式第6号) ・現在所持している登録証 ・登録用顔写真(カメラ、スマートフォン等で撮影したデータ) 	
・紛失等により登録証の再交付が必要な方	<ul style="list-style-type: none"> ・被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書(様式第7号) ・登録用顔写真(カメラ、スマートフォン等で撮影したデータ) 	

申請者は上記必要書類を、生活環境部くらしの安心局まちづくり課に提出してください。

※各様式及び記入方法については、
鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱(R7.6)
をご確認ください。

県HP : <http://www.pref.tottori.lg.jp/124373.htm>

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課
担当:川原、前田、川本
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
電話:0857-26-7366 FAX:0857-26-8113
メール:machizukuri@pref.tottori.lg.jp